

[事案 2022-38] 新契約無効等請求

・令和4年10月6日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年4月に契約した終身医療保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還するか、死亡保険金が300万円の契約内容に変更してほしい。

- (1) 申込時に高齢者であったにもかかわらず、募集人は親族等の同席および同意の有無を確認しなかった。
- (2) 申込手続は、1、2回の電話と郵送のみで行われており、契約内容に関する説明が不十分である。また、契約書は細かい文字で書かれ、複雑であり、高齢者には理解しづらい様式であった。
- (3) 申込時、明確な意思確認が行われておらず、本契約は十分な理解のもとに申し込まれたものではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、引受基準緩和型の医療保険および終身保険に係る資料を送付して、概要を説明したところ、申立人から、「死亡保障はいらぬ。医療保険は考えている」と回答があったため、更に、医療保険の申込書類に関して説明を行った。募集人は、本契約は入院、手術の保険である旨を繰り返し説明しており、申立人も「分かっている」と回答した。
- (2) 申立人は、申込書において、「保険商品…の保障内容…はご意向にそった内容となっていますか。」という質問に対し、「はい」と回答しており、その直上には、保障内容について「入院保障／病気・ケガで入院・手術した場合の保障」と記載されているため、申立人が申込書記入時点で、死亡保障付の契約を希望していたとは考えられない。
- (3) 申立人は、「死亡については最低限必要な分は準備してあるので保障はいらぬ」と旨を明確に発言しており、また、「誕生日前契約希望」と記載したメモを貼付して申込書を送付し、これを踏まえて初回保険料が決められていることからすれば、本契約締結当時、保険に対する十分な理解力を有していたと思われる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件を判断するためには、募集人と申立人の間で、具体的にどのようなやり取りがあったかを確認する必要があるが、申立人は、医療保険や終身保険の資料を受領したか否か、募集人からどのような説明を受けたか、募集人に対し希望を伝えていたか否か等、募集時の事情についてはほとんど覚えておらず、また、本契約の内容についてどのように理解し、申込書に署名押印したのかについて、具体的な説明をすることができなかった。そのため、申立人が主張するように誤信していたか否かの事実を認定することは困難であることから、裁定

手続を打ち切ることにした。